

第3回（平成27年度第1回）充填関係基準分科会 議事録

1. 日時：平成27年11月26日（木）14：00～15：30

2. 場所：石油エネルギー技術センター 第1会議室

3. 出席者（一部敬称略）：

委員 山梨主査、近藤委員、古田委員、中村委員、福永委員、高野委員、吉村委員
榎本委員、名取委員

水素充填基準検討会 田島主査

経産省 高圧ガス保安室 肥後専門職

JPEC 吉田、小林、相田、米田、佐藤、森本、中妻、小形、三枝

4. 決定事項

- 圧縮水素充填技術基準改定（案）については、以下の2点の追記及び修正を行うことを前提に、基本的に異議なく承認された。
- なお、前記の追記・修正を行った上で、基準案の改定版を展開し、書面による賛否確認を行うこととした。

追記・修正事項：

- ① 新たな基準の適用対象が10kg超の容量の容器とされている点を踏まえて、30kgという値が大きい容器の容量の目安値として、解説に記載されている。仮に30kgを超える容器を搭載した車両への充填を行う場合に、容量を30kgと想定して充填しても、安全上問題ないという点に関して、解説に付記しておくこと。
- ② 「1. 目的及び本資料の位置づけ」において、圧縮水素スタンドについて移動式圧縮水素スタンドの除外に関する補足で、「コンビ則第8条の2」が示されているが、コンビ則には該当する規定がないことから、削除すること。

5. 質疑概要

70MPa級バス充填技術基準の基本的考え方及び70MPa級大容量容器の充填基準に適用する参照表作成

特になし

70MPa級大容量容器の充填技術基準 構成案及び基本的要件案

委員：今回提示された基準案は、従来のJPEC-S 0003（2014）に大容量容器への充填に係る基準である付属書Iを追加しものである。従って、新基準のJPEC-S 0003（2015）を満足しているものは、従来のJPEC-S 0003（2014）を満足しているという理解で良いか？

事務局：その通りである。

委員：付属書 I において対象とする容器容量は 10kg 超として、上限側は規定されていないものの、大きい側の容器容量の目安値として、30kg とされている。仮に 30kg を超える容器容量を持つ車両が市場に導入された際には、本基準の改定が必要となるか？

事務局：改定の必要はない。30kg を超える容量を有する容器に、容器容量を 30kg として充填を行っても安全上の問題はない。ただし、運用上の問題が発生する可能性があるため、運用上の問題を回避するため、基準での規定を踏まえてスタンド側で適切な容量を設定してもらう必要はある。

委員：仮に 30kg 超の容量の容器に充填する場合においても、30kg を目安値として、目標圧力上昇率を設定しても、安全上問題ないとの説明であるが、解説に記載された内容では、その点は理解できない。その旨の説明を追記した方が良いと考える。

事務局：充填途中で意図せざる形で充填が終了する可能性があるという運用上の問題はあるものの、安全上の問題はない。そこで、委員の指摘を受けて、その旨を解説に追記することとしたい。

圧縮水素充填技術基準(圧縮水素スタンド関係) PEC-S 0003 (2015) (案)

オブザーバ：「1. 目的及び本資料の位置づけ」において、圧縮水素スタンドについて移動式圧縮水素スタンドの除外に関する補足で、「コンビ則第 8 条の 2」が示されているが、コンビ則には該当する規定がないので、修正していただきたい。

事務局：了解した。

6. 採決結果

議事終了後主査から、指摘があった 2 点に関する基準（案）の追記・修正を行うことを前提に、基準案に関する賛否確認が行われ、当日欠席された 1 名の委員を除いて、全員の賛成が得られた。

この際、事務局から規定の定足数を満足している旨の説明がなされた。

なお、最終的には、基準（案）の修正を加えた改定案とともに、回答書を各委員に送付し、賛否に関して記名投票を頂くこととした。

以上